

第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

■川崎市における環境施策のあゆみ

川崎市では、1991（平成3）年に「川崎市環境基本条例」を制定するとともに、1994（平成6）年には、「川崎市環境基本計画」を全国に先駆けて策定し、総合的かつ計画的に環境行政を推進することにより、大気環境や河川水質の改善をはじめとして、ごみの排出量の減少、緑地の保全など成果を挙げてきました。

川崎市は、1924（大正13）年7月に川崎町・御幸村・大師町が合併し、人口48,394人のまちとして誕生しました。その後、埋立事業による京浜工業地帯の造成と、そこに立地した工業群により発展し、鉄鋼、電機、食料品、石油、化学などあらゆる産業の代表的企業が集積化しました。

1950年代は、朝鮮戦争を契機とし、戦前からの鉄鋼・機械工業の再生・復興に加え、発電所の建設、石油コンビナートなどの形成が進み、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長時代（1960年代～70年代）を牽引しました。一方で、負の側面として急速な環境悪化を招き、大気汚染や水質汚濁など甚大な公害が起こりました。写真は1960年代の川崎市臨海部の様子です。上空に写る工場からのはい煙は、市民の生活に大きな影響を与えたことが伺われます。

このような厳しい状況の中、市は、市内39工場と大気汚染の防止に関する協定を締結するとともに、市独自の環境目標値の設定、地区別許容排出総量及び総量規制基準を相互に関連付けた、新たな公害防止条例を施行し、公害対策に積極的に取り組んできました。こうした取組により、市内の二酸化硫黄濃度は急速に改善され、1979（昭和54）年には、全測定期で環境目標値を達成しています。

また、その後もディーゼル車対策の拡充などの取組により、2004（平成16）年には、浮遊粒子状物質が、2013（平成25）年には、二酸化窒素が初めて全測定期で環境基準を達成するなど、環境は大きく改善されました。



川崎の空（1960年代）



川崎の空（現在）

また、市では、公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的として、1955（昭和30）年には、日本で初めて機械式のごみ収集車両を導入し、1969（昭和44）年には、市内全域でごみの毎日収集を開始しました。さらに、4つのごみ焼却処理施設をバランスよく配置し、1971（昭和46）年にはごみの全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、近代的なごみ処理システムの構築に努めてきました。

しかしながら、人口の増加や経済発展とともに、ごみの排出量が増え続け、市のごみ焼却能力の限界に迫る状況となり、1990（平成2）年に「ごみ非常事態」を宣言し、焼却対象ごみの減量に取り組むとともに、交通事情の悪化に伴う輸送効率の改善のため、1995（平成7）年には全国で初めて

鉄道による廃棄物の運搬システムを導入しました。その後、空き缶・ペットボトルなどの資源物分別収集の拡充を経て、2000年代に入ると、循環型社会形成推進基本法などの法整備を受け、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装など、分別収集の拡大によるリサイクルを推進するとともに、普通ごみの収集回数の週2回への変更など、効果的・効率的な収集処理体制の構築を図ってまいりました。その結果、ごみの減量化・資源化が着実に進んだことにより、2015（平成27）年4月からごみ焼却処理施設を3処理センター体制へ移行しました。また、2016（平成28）年3月に、新たな「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」を策定し、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指して取組を進めています。

樹林地等の緑については、北西部地域における活発な宅地開発の進行などにより、緑地資源が大幅に減少することとなり、1960年代後半から衰退の一途をたどり始めました。そのような社会情勢の中、1973（昭和48）年には、全国に先駆けて「川崎市自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を制定しましたが、市域における土地需要は旺盛で、開発圧力は依然根強く、緑地の面積は減少を続けました。こうした状況から、1999（平成11）年には、条例を全面的に改正した「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、樹林地などの緑の保全・育成に加えて、そこに生息する動植物やその生育基盤となる土や水、緑などの自然の要素を総合的に捉え、緑の保全及び緑化の推進に関する施策を展開してきました。2008（平成20）年には、「川崎市緑の基本計画」を改定し、これに基づき、緑の軸の保全、拠点の形成、緑と水のネットワークの形成等を推進し、多様な主体との連携により、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備など、施策の進展を図ってきました。また、人と生き物のつながりを深め、生物多様性の保全を総合的に推進するための指針として、2014（平成26）年に「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」を策定し、川崎市の地域特性と生態系の多様性に着目して、人と生き物をつなぐ取組の推進を図っています。

世界共通の課題である地球温暖化対策については、1998（平成10）年に策定した「川崎市地球環境保全行動計画」また、同計画を改定して2004（平成16）年に策定した「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

2008（平成20）年には「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するために、地球温暖化対策への取組の基本方針となる「カーボン・チャレンジ川崎工戦略（CCかわさき）」を発表し、「川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進」、「環境技術による国際貢献の推進」、「多様な主体の協働によるCO₂削減の取組の推進」を3つの柱として掲げました。この「CCかわさき」の考え方を具体化するため、2009（平成21）年には新たに「地球温暖化対策推進条例」を制定するとともに、2010（平成22）年には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、現在は計画に基づき温室効果ガス削減等の取組を推進しています。

また、2011（平成23）年8月には、臨海部に川崎市と民間事業者との協働事業として大規模太陽光発電所（メガソーラー）を設置するとともに、地球温暖化、再生可能エネルギー、資源循環の3つのテーマを体験して学べる環境学習施設である「かわさきエコ暮らし未来館」を開館するなど、地球温暖化対策において重要な再生可能エネルギーの導入や、ライフスタイルの転換などを促す取組についても積極的に推進しているところです。

さらに、近年では、低炭素・公害対策・資源循環・エネルギー等に係る多くの環境技術や環境産業の集積などの「本市の強みと特徴」を活かした取組を「グリーン・イノベーション」の取組として、より一層発展・拡大させるため、2013（平成25）年に「グリーン・イノベーション推進方針」を策定し、方針に基づく取組を推進しています。